

立命館大学大学院法務研究科 2015 年度自己評価報告書

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2015 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD 等の授業改善
- V 2016 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2015 年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる 100 年にわたる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。より具体的には、グローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、さまざまな分野・専門領域において活動する法曹という意味での「21 世紀地球市民法曹」を養成することを目的としている。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法」の講義や、その協力の下にワシントン D. C. で実施している「外国法務演習 I (ワシントンセミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「京都セミナー」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、展開・先端科目の 8 単位プログラム・バック制（ただし、現在は、1 パック履修が必修ではない。）により、講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、その実現を図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・

Ⅱ」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニックⅠに関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同Ⅱについても大津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の3弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2012年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたってはA評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2015年度司法試験においては、全国17位となる27名の本研究科修了者が合格した。合格者数が前年度より6名減り、合格率は10.5%にとどまった(前年度は12.4%。2015年度の全国平均は23.1%)。文部科学省の『「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて』では、累積合格率が全国平均未満の場合で「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合には0点の評価になっており、2015年度の合格率が全国平均の半分を下回った点については、深刻に受け止めなければならない。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制も充実させていかなければならない。

Ⅱ 研究科を取り巻く情勢と2015年度の教学課題

1. 社会的環境

適性試験の受験者の減少には依然として歯止めのかからない状況が続いている。2015年度は、実受験者(入学資格を有する実受験者数)3,517名であり、2014年度の実受験者数3,994名と比較して、88.1%に留まる。法科大学院進学希望者の数は、依然として減少する傾向が続く。この傾向に合わせ、本学志願者・入学者も年々減少し、非常に厳しい環境が続いている。これに加え、司法試験合格者の就職難に関する報道などにより、法科大学院進学希望者の数の減少が、いつ下げ止まるか不明な状況である。なお、2015年度の司法試験予備試験の合格者数は394名であり、2014年度の356名に比べて1割程度増加している。このように400名弱もの合格者がいることから、法曹希望の法学部生にとって予備試験の方が法科大学院進学よりも優先順位の高いキャリアパスとなる傾向を生んでいる。

他方、司法試験合格者は、当初の目標が3,000人であったが、2008年度2,065人、2009年度2,043人、2010年2,074人、2011年度2,063人、2012年度2,102人、2013年度2,049人と2,000人以上を維持してきたが、2014年度1,810人となって、初めて2,000人を下回り、2015年度も1,850人となった。

以上のように、法科大学院は制度的に非常に厳しい環境のもとに置かれており、これに対応して、各法科大学院とも定員を削減する動きが続いている。本法科大学院においても少人数による一層充実した教育を実現するため、2016年度より、入学定員を100名（未修30名、既修70名）から70名（未修20名、既修50名）に削減することを決定した。

2. 学生実態

本法科大学院の2015年度入学者は43名と、昨年度より1名増加した。これを出身大学別にみると、①立命館大学18名（法学部18名、前年度22名）、②日本大学3名、③同志社大学・関西大学・京都女子大学・広島修道大学2名の順で、他は1名である。全体的な受験生の減少に伴い、立命館大学出身者が55.3%と昨年度の引き続き過半数を占める状況になった。

アドミッションポリシーとして掲げている「多様性」という点で、社会人の確保、法学部以外の専門学部からの入学者の確保について見ると、社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は20名であった。法学部以外の学部出身者は5名であった。

入学者の男女比率は、2015年度は、既修は女性7名対男性20名であった。未修は女性10名対男性6名であった。入学者全体では、女性17名対男性26名である。

2015年度の休学者は5名（継続2名、新規3名）、退学者は10名（うち、休学終了をもって退学した者は2名）、除籍者2名（学費未納）であった。なお、回生進行保留（原級留置）者は1名（既修0名、未修1名）であった。休学理由は、「病気」4件、経済的理由1件である。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

3. 教育体制

2015年度末で、民法分野1名、国際公法1名、企業法務1名、民事訴訟法分野（実務教員）1名の専任教員が退職したが、民法、国際公法、企業法務の各教員については、引き続き特任教授として、授業を担当する。また、民事訴訟法分野については、2016年度より新任の実務家教員が赴任する。

また、専任教員の担当授業時間数については、半年度学外研究員を除き、2015年度において、最大9.14コマ、最少7.0コマであり、平均では8.21コマとなった。現在では、過重負担はほぼ解消している。

Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

（1）法律基本科目

① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を前期と後期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、前期に、憲法A(3単位)、民法(4単位・契約法I)、民法II(2単位・不法行為)、刑法A(4単位)、商法I(2単位)、行政法I(1単位)を配置し、後期に、憲法B(1単位)、民法III(2単位・担保法)、民法IV(2単位・契約法II)、民法V(2単位・家族法)、刑法B(2単位)、商法II(2単位)、商法III(2単位)を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が高くかつ条件の整う科目(刑事訴訟法演習)においてグレード制を実施している。グレード制の取り組みが、学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われており、今後も検討が続けられるべきである。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

(2) 実務基礎科目

① 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。

また、公法、刑事法、民事法のすべての実務総合演習科目で、履修前提科目のGPAに基づいてグレード別クラスを編成し、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように徹底している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、引き続き検討が必要である。

② 実習科目

リーガルクリニックI(法律相談)、リーガルクリニックII(女性と人権)、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2015年度の受講生は、リーガルクリニックI14名、リーガルクリニックII11名、エクスターンシップ13名であった。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

③ リーガルリサーチ&ライティングを必修科目とし、未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

(3) 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に答えられていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、3系統の法務プログラムに講義2科目と演習1科目からなる科目パックを2ないし4つ配置して、専門性を体系的に深められるように工夫し、それぞれの科目の内容についても、重複が生じないよう配慮がなされている。そのうえで、先端・展開科目につきパックで履修するよう推奨し、また最終学年に臨床系の科目を配置しているのは系統的学習という点で教育的効果を上げている。もともと、2016年度以降は、先端展開科目精選の観点から3系統の法務プログラムを解消するとともに、受講生の履修を促進する観点から、パック内の講義科目履修を前提に同パック内の演習科目の履修を許可するパック制を廃止することを決定している。

② 特色ある科目

- a) アメリカン大学との協定に基づき実施している外国法務演習には、2015年度は4名（うち法科大学院生3名、法学研究科生1名）の受講生及び3名の卒業生弁護士が参加した。入学者数の減少に伴い年々、適切な数の受講生を確保することが困難になりつつある。地球市民法曹養成の趣旨に適合する科目であり、引き続き受講生を確保する努力を継続する。
- b) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2015年度も2月（2016年）に朱雀キャンパスで実施した。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、元EU大使を講師として招聘するほか、立命館大学、成城大学、筑波大学、国士舘大学、独協大学、神戸大学、西オーストラリア大学、シドニー大学、ボンド大学、北浜法律事務所、NPO法人JACONETより講師を招へいし、講義はすべて英語で行われた。参加者数は52名（うち法科大学院生は10名）であった。本科目についても、地球市民法曹養成の観点から、法科大学院受講生を増加させる努力を継続する。
- c) そのほかの現代法務特殊講義として、「民事介入暴力」、「最高裁憲法判例」、「複雑民事訴訟」の3科目を開講した。
- d) 応用人間科学研究科の司法臨床については、引き続き法務研究科との連携を図り、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。なお、2016年度以降は、学生の履修を促進する観点から、現在、応用人間科学研究科科目である司法臨床を法務研究科カリキュラムに新設し、応用人間科学研究科と合併開講することを決定している。

(4) 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習に

については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

（５）成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないよう、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。その結果、本年度は、過年度において、担当者間で成績評価に差異が見られる科目についても、ばらつきは、ほぼ解消した。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

（６）疑義照会・異議申立て

2015年度前期の疑義照会は9件（4名）、異議申立ては3件（2名）であった。2015年度後期の疑義照会は3件（3名）、異議申立ては2件（2名）であった。2005年度後期からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

2015年9月の司法試験合格実績は27名となり、前年度より6名減少し、全国17位・西日本私立大学2位に低下した。さらに、従来からの課題である合格率についても、10.5%にとどまり、全国平均23.1%の半分に満たない厳しい結果となった。

法科大学院をめぐるのは、全国的に受験者、入学者が顕著に減少し極めて厳しい状況が続いており、本学も例外ではない。そのような中で、司法試験合格者の質量の確保という法科大学院教育の使命の原点に再度立ち返り、その観点から2016年度以降のカリキュラムを以下のおり大幅に改革することを決定した。

（１）2016年度カリキュラム改革の基本方針

① 司法試験科目における指導の充実

司法試験科目への集中度を高め、司法試験科目について十分な指導のための時間と自学自習の時間を確保するとともに、法律基本科目のすべての科目において未修 1 年次前期から 3 年次後期までの全セメスターに講義科目又は演習科目を配置することでシームレスな指導を行う。

② 履修時期の見直し

3 年次後期に必修科目が配置されていることで、司法試験に向けた自学自習がおろそかになる傾向が顕著になってきているので、カリキュラムを全体的に前倒しし、司法試験の準備に向けた自学自習の時間を十分に確保することを可能とする。

③ 入学者・在学者の減少に伴う科目の精選

1 学年定員 100 名を前提とした現行カリキュラムを、2016 年度入学定員 70 名にあったものにするため、特に、先端展開科目を精選し、司法試験選択科目に関連する科目を除く一部の科目について廃止する。

(2) 2016 年度カリキュラム改革の概要

① 法律基本科目

法律基本科目の充実化のために以下の 3 点について改革する。

第 1 に、未修 2 年次前期に、「憲法 C」(1 単位) および「刑法 C」(1 単位) を新設する。これにともなって、既修者の入学時単位認定は 29 単位から 31 単位へ増加する。

第 2 に、選択科目として、「民事訴訟法 II」(複雑訴訟と救済訴訟)(2 単位) を 2 年次後期に、「民法展開演習」(2 単位)、「刑事法展開演習」(2 単位) を 3 年次後期にそれぞれ新設する。また、「民事訴訟法 II」の新設に伴い、現行の「民事訴訟法 A」(3 単位) について内容を見直し、一部を「民事訴訟法 II」に移すことにより、「民事訴訟法 I」(2 単位) に再編する。

第 3 に、実務基礎科目の実務総合演習を 3 年次前期に配置することに伴い、2 年次後期までに履修させる必要がある「刑事訴訟法 II」については現行の 2 年次後期から 2 年次前期に、「刑事訴訟法演習」については現行の 3 年次前期から 2 年次後期に前倒しする。あわせて、「刑事訴訟法 I」と「刑事訴訟法 II」についてはクォーター制として、「刑事訴訟法 I」を 2 年次第 1 クォーターに、「刑事訴訟法 II」を 2 年次第 2 クォーターに配置する。

② 実務基礎科目

刑事法実務総合演習と民事法実務総合演習の履修セメスターを 3 年次後期から 3 年次前期に前倒しする。

③ 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目の要取得単位を 4 単位から 6 単位に増加させて、基礎法学・隣接科目の教育を強化する。その一環として、先端展開科目として設置している「英米法」の科目内容について、国家の基本構造や英米法の基本的な法体系を理解させる内容に変更し、

「英米法基礎」に名称変更したうえで、基礎法学・隣接科目に置きなおす。

④ 先端・展開科目

要取得単位数を 24 単位から 16 単位に削減する。適切なクラスサイズの維持および特定の分野について高い専門性を身に付けさせるために選択と集中を進める。このため、科目を精選し、「現代社会と事故」(2 単位)、「消費者法務Ⅱ」(2 単位)、「家事法務Ⅱ」(2 単位)、「家事法務演習」(4 単位)、「情報法」(2 単位)、「社会保障法」(2 単位)を廃止する。また、既存の科目の一部について科目内容を見直し、高い専門性を一層集中的に学修できるようにする。具体的には、「家事法務Ⅰ」(2 単位)を「家事法務演習A」(2 単位)に、「刑事法務Ⅰ」(2 単位)を「経済刑法」(2 単位)に、「刑事法務Ⅱ」(2 単位)を「刑事弁護論」(2 単位)に、「アジア法」(2 単位)を「中国法」(2 単位)、「消費者法務Ⅰ」(2 単位)を「消費者法務」(2 単位)にそれぞれ転換する。また、企業法務について、現在、「企業法務Ⅰ」(2 単位)および「企業法務Ⅱ」(2 単位)を設置しているところ、「企業法務」(2 単位)および「企業法務演習」(2 単位)に再編する。

さらに、本学法科大学院の人材育成目標であるグローバルな視点を持ち、企業や官庁にも活躍の場を広げられる「地球市民法曹」の養成に向けた取り組みを一段と強化するために、「英米私法」(2 単位)、「商取引法先端演習」(2 単位)を新設する。応用人間科学研究科科目であり、従来は他研究科受講科目ながら履修推奨としていた「司法臨床研究」(2 単位)については、法務研究科カリキュラムに新設し、応用人間科学研究科との合併開講とする。

また、現在は複数クラスを開講している「現代法務特殊講義」(2 単位)についても科目精選を行い、クラス減とする。

(3) 年間受講登録上限単位数

2 年次前期に法律基本科目必修科目 2 単位分を新設することに伴い、2 年次の年間受講登録上限単位数を 36 単位から 38 単位に引き上げる（未修 2 年次生のみ）。

(4) 要修了単位数および修了要件

要修了単位数を現行の 104 単位から、99 単位に引き下げる。修了要件のうち、(i) GPA 2.5 以上であること、(ii) 法律基本科目必修科目の半数以上で B 評価以上を取得することの 2 要件には変更はない。ただし (ii) については、現行の科目数を基礎とした判定方法から、単位数を基礎とした判定方法に変更する。

(5) その他（原級留置者の特別履修制度見直しなど）

現在、未修 1 年次で原級留置となった者が特例として 2 年次配当科目の一部を履修できる特別履修制度を廃止し、一部の科目の履修年次を 1 年次以降に変更する。

IV FD等の授業改善

2015年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から8名のメンバーで構成された。FD委員会は、夏期休暇中を除いて15回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自の教学改善アンケートを、全科目・全クラスについて行なった。2015年度は、アンケート項目については前年度を踏襲した。対象については、例年通り、全科目・全クラスについて行い、前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後第6または第7週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後に回収する方法で、第2回目は、第14または第15週に実施した。第1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、第2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としている。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに、FD委員会委員が分担して分析を行なった結果を、FD委員会で集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めた。分析結果の概要は、Web上でも公表しており、また2012年度からFD委員会から教授会への報告文書を、法学部から法科大学院に出講している教員にも配布している。

2015年度前期第1回目アンケートは、5/14(水)～5/20(火)に実施し、回答率は前年同時期より3ポイントほど上がり90.9%であった。全科目延べの満足度も「非常に満足」は32.0%、「満足」が58.9%で、引き続きかなり高い数字となっている。

2015年度前期第2回目アンケートは、7/9(木)～7/22(水)に実施し、回答率は第1階とほぼ同じ89.1%であった。全科目延べの達成度(質問項目が異なる行政法Iと公法実務総合演習は除く)も「非常に達成」は39.9%、「達成」が54.9%で、引き続きかなり高い数字となっている。

2015年度後期第1回授業アンケートは、第7週を原則として全科目で実施した。全体の回収率は87.0%であり、前年度同期より4.4ポイント向上した。ただし、延べ受講者・回収数の実数は2年度連続でかなり減少している(2015年度:延べ受講者715名・回収数622名、2014年度:延べ受講者1,266名・回収数1,056名)。総合的に見ると、授業の理解度について、非常に深まった32.5%、ある程度深まった61.7%、教員の説明について、非常に分かりやすい39.2%、わかりやすい57.3%と積極的な評価を得ており、その結果、授業の満足度について、非常に満足34.4%、満足61.4%となっている。これらの数字も昨年度同期とほぼ同じ数字である。

2014年度後期第2回授業アンケートは、第14週または第15週に、全科目で実施した。

全体の回収率は、85.0%であった。全科目を総合的に見ると、授業の理解度について、非常に深まった35.7%、ある程度深まった58.6%、教員の説明について、非常に分かりやすい42.6%、わかりやすい51.2%であり、消極的な評価は5%以下にとどまる。授業の目標を達成していたかどうかについても、非常によく達成していた39.6%、よく達成していた55%にのぼっている。

例年通り、全体的には教員の説明は分かりやすく、理解度、満足度、科目の到達目標への到達度とも高評価となっている。もっとも、教授会やFDフォーラム等では出されている問題点もあり、アンケート結果をこれらとも突き合わせて授業改善に活かす必要がある。また、アンケートの目的を明確にし、項目などの改善をさらに図る必要がある。自由記述が少なく、特に消極的評価が出た場合の改善課題が分かりづらくなっている。自由記述が少ないのは、アンケート用紙に記入を行うための時間が十分に取れていないことにも一因があるのではないと思われる。この点も改善課題であろう。

2. FDフォーラム

今年度も、3回のFDフォーラムを実施した。そのテーマと概要は以下の通りである。また各回ごとに、開催予定は教授会での案内、ビラなどで告知するとともに、法科大学院ホームページに開催報告を掲載している。

第1回 2015年7月7日

テーマ 「共通到達度確認試験と未修1年次の関連科目の授業のあり方」

報告1 憲法 多田一路教授

報告2 民法 和田真一教授

報告3 刑法 浅田和茂教授

コメント 副研究科長 山口直也教授

2015年3月、共通到達度確認試験予備試験が未修1年次対象に実施され、その結果が戻されてきている。そしてすでに、この試験の本学の結果については各分野で一定の分析が行われているところである。今回のFDフォーラムでは、これを受けて、未修1年の授業内容、授業方法、成績評価方法についてさらに改善すべき点はあるか、逆に、共通到達度確認試験はどうあるべきなのか、自由に意見を交換し、課題整理の端緒にしたいと考え、テーマに取り上げた。

憲法、民法、刑法の各分野からは、試験問題の内容を授業でカバーできているか、正答率の全国平均との差、問題自体の当否等について、報告が行われた。山口教授からは、文部科学省による共通到達度確認試験導入の目的、第1回試行試験調査検討会議報告についてコメントがあり、来年の試行試験に向けた対策、中期的な対策の可能性についても言及があった。

報告に引き続き意見交換を行った。共通到達度確認試験がどのようなものとなり、活用が

求められるのか、司法試験の短答式試験との関係等、具体的には不明な点も多い。また、この試験が法科大学院のカリキュラム、授業に与える影響についても十分注意すべきである。しかし、いずれにしても基本的な知識の定着を図っていくことは重要であり、その観点からの学習の現状の分析と必要な対策の検討を継続して行っていくこととした。

第2回 2015年12月15日

テーマ 「厳格な成績評価のあり方」

報告1 「過去5年間の最終成績評価の推移」 山口直也教授

報告2 「公法関連科目の成績評価について」 湊二郎教授

報告3 「国際私法関連科目の成績評価について」 植松真生教授

成績評価のあり方については、これまで何度もFDフォーラムで取りあげてきたが、今回は、学生実態が相当に変化している中で、修了率、原級留置率なども視野に入れながら、個別科目の到達目標に照らした成績評価要素が抽出され、基準が設定され、適切な採点方法がとられているのかを改めて総合的に検討した。

まず、司法試験必修科目、選択科目について、最近5年間の成績評価の動向が山口教授より概括的に報告された。続いて、公法分野から、行政法演習と公法実務総合演習につき湊教授から、選択科目で先端展開科目である国際私法関係科目につき、植松教授から具体的な成績評価方法が報告された。

意見交換では、個々の科目の成績評価厳格化の問題と、修了しても司法試験に合格できない問題との関連、原級留置制度のあり方、学生実態との適合性等、多様な視点から意見が出された。原級留置制度のあり方等のいくつかの具体的課題については、引き続き教務委員会において検討を行うことを確認して終了した。

第3回 2016年3月1日

テーマ 「学生に役立つ教材とは？」

報告1 趣旨説明と民法関連科目について 和田真一教授

報告2 商法関連科目について 島田志帆教授

報告3 民事裁判総合研究について 下澤良太教授

報告4 刑法関連科目について 浅田和茂教授

授業アンケートでは、教材が役立っているかどうかに関する項目を設けている。その中で非常に役立っているとされる教材にはどんな特色があるのか。今回は、授業で用いる教材に焦点を当てることとした。もちろん、教材は授業を構成するひとつの要素に過ぎない。その教材を具体的にどのように授業で用いているのか、予復習に活用しているのかなど、実際の担当教員から具体的な話を聞き、役立つ教材のつくりかた、教材の役立て方について意見交換を行った。

上記の4つの報告の後、テキストを用い、講義、演習、学生の自習で繰り返し反復利用さ

せることの教育的効果、その実現のため予復習課題の提示、小テストなどの実施の必要性などが指摘された。また、1科目の同一分野についてはできるだけ教材を単一に絞り、学生が的確に知識を習得できるようにすべきであるとの意見も出され、活発に意見交換を行った。当然のことであるが、教材選択の重要性もさることながら、授業や予復習での教材の使い方が重要であることも再確認された。

このフォーラムで出された意見を踏まえ、教務委員会や各科目担当者会議で、2016年度に新設される民法展開演習、刑法展開演習等の新設科目や、既存科目の教材選択、教材の使用方法の検討を深めていくこととしたい。

3. 授業参観

2017年度の認証評価を見据え、FD委員を中心として、2015年度～2016年度の2年間で全科目の総参観を行うこととした。2015年度前期は、6月中旬に、基礎隣接科目・先端展開科目について授業参観を実施した（2016年度カリキュラム改革で廃止される科目は除く）。後期は、10月末から11月上旬に、演習科目の授業参観を行った。

また、昨年同様、新任者担当科目、新任者による関連科目の参観も実施した。

授業参観結果については、参観者から各担当者にコピーが渡されており、FD委員会でも検討を行い、その内容は教授会で報告している。受講者へのコメント、各担当者の対応についてはより徹底を図る必要がある、FDフォーラムともども授業内容にどのように適切にフィードバックさせるか、今後も検討を進めたいと考えている。

4. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発進していくために、2006年度からFDニューズレターを発行している。2015年度は2016年4月30日に通巻第10号を発行した。

V 2016年度入試

1. 2016年度入試をめぐる状況

2015年の適性試験の入学有資格受験者（法科大学院受験資格を有する受験者）は3517名であった（前年比88.1%）。2014年は2013年比で83.3%となっていたところ、減少率はやや緩和されたといえるが、全国的な法科大学院進学希望者数が減り続けている傾向には変化がない。そして、地理的には首都圏が優位、国公立対私学では、大学生の国公立志向と授業料の格差で国公立優位の傾向が続いており、関西においても、京大、阪大、神戸大との競争が激しくなっている。2016年度の入学者数は、30名（未修13名・既修17名。2015年度入学者43名）であった。本学の2016年度入学者に関しては、定員を70名に削減したにもかかわらず、定員充足率50%未満となっており、早急に定員充足率50%以上の状態に回復しなければならない。

2. 2016 年度入試の改革点

- ①2016 年度入学者から、入学定員を 70 名（未修 20・既修 50）とした。
- ②早期卒業予定者及び飛び級入学予定者を対象とした E 特別方式（2 年修了制・法律科目試験と面接で選考）を後期日程において実施し、この方式の合格者には全員に立命館大学法科大学院奨励奨学金を給付することとした。
- ③B 方式（前期日程を除く）・E 特別方式の法律科目試験では、「公法（憲法・行政法）」、「民法」、「商法」、「刑法」の計 5 科目の試験のほか、「訴訟法（民事訴訟法・刑事訴訟法）」を加えた計 7 科目を受験することもできるものとした（訴訟法オプション試験）。「訴訟法（民事訴訟法・刑事訴訟法）」は合否判定には用いないが、その成績に応じて 2 年修了制 1 年次配当科目「民事訴訟法 I」・「刑事訴訟法 I」のいずれかまたは両方の単位を認定する。
- ④飛び級の出願資格に関しては、「優秀な成績」に関する要件として、「3 回生終了時に累積 GPA が 3.30 以上あること、またはその見込みであること」が定められていたが、法律科目試験を受験する者については、その成績をも考慮して早期に本学への入学を認めることのできる仕組みとするため、法律科目試験を実施する入試方式に出願する場合には 3 回生終了時の累積 GPA が「3.00 以上」へと変更した。

3. 2016 年度入試の実施状況

（1）実施日程

	前期（8 月）入試	中期（9 月）入試	後期（2 月）入試
出願期間	2015/7/14-7/21	2015/7/23-8/4	2016/1/6-1/15
科目選考	8/2 A 方式・B 方式	9/5 A 方式・B 方式（訴訟法）・C 特別・D 特別（面接） 9/6 B 方式・D 特別	2/7 A 方式・B 方式（訴訟法）・C 特別・D 特別（面接）・E 特別（面接・訴訟法） 2/8 B 方式・D 特別・E 特別
合格発表	8/21	9/18	2/19
1 次手続	8/21-9/4	9/18-10/2	2 次手続と一括
2 次手続	2016/2/26-3/7	同左	2016/2/19-3/7

転入学試験（後期入試と同日に同一会場で入学試験を実施）

※2016 年度は出願者がおらず、執行せず。

出願資格の事前審査	2015/11/20-12/2
出願期間	2016/1/6-1/15
入学試験	2/7・8

合格発表	2/19
入学手続	2/19-3/7

(2) 試験会場

前期・中期・後期とも京都と東京で実施した。京都においては、前期と後期は朱雀キャンパスで行い、中期は衣笠キャンパスで実施した。また、東京においては、前期・中期は例年どおり昭和女子大学にて実施した。後期は昨年と同様に東京キャンパスで実施することを予定していたが、出願者がなかった。

(3) 入学試験方式

2014 年度入試では、A 方式・社会人特別方式・B 方式という区分で入試を行っていたが、2015 年度入試から、社会人特別方式にかえて、法学未修者の社会人または非法学系課程出身者を対象とした C 特別方式（書類点・小論文・面接で選考）と、法学既修者の社会人を対象とした D 特別方式（書類点・法律科目試験・面接で選考）を、中期日程・後期日程において実施した。

2016 年度入試では、早期卒業予定者及び飛び級入学予定者を対象とした E 特別方式（2 年修了制・法律科目試験と面接で選考）を後期日程において実施するとともに、B 方式（前期日程を除く）・E 特別方式では、「訴訟法（民事訴訟法・刑事訴訟法）」を受験することもできるものとした。

(4) 奨学金制度

2008 年度入学者から、A 奨学金は授業料免除 15 名、B 奨学金は 60 万円支給 40 名とし、A、B 奨学金いずれも初年度は入学試験成績によって受給者を決定する方式に改めたが、2012 年度入試から、既修者向けの A 奨学金につき、入試成績が特に優秀な者については 2 年間の学費全額を免除する 2 年間支給型の A 奨学金を新たに設け、A 奨学金受給者 15 名中の 5 名程度を当てることとした。2015 年度入試からは、2 年間支給型の A 奨学金の名称を S 奨学金に変更するとともに、S 奨学金の給付対象を増加させる運用を可能とするため、S 奨学金と A 奨学金をあわせて 15 名程度に支給するという仕組みに変更した。2016 年度入試では、E 特別方式の合格者には全員に奨学金を給付するものとした。

4. 実施結果

2016 年度入試の実施結果は以下の通りである。

	前期（8 月）		中期（9 月）		後期（2 月）		2015 年度入試総計		
	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	入学者
A 方式	16	8	24	11	9	7	49	26	12
B 方式	59	23	85	28	38	19	182	70	16
C 特別	—	—	2	1	3	2	5	3	1
D 特別	—	—	1	0	1	0	2	0	0

E 特別	—	—	—	—	1	1	1	1	1
総計	75	31	112	40	52	29	239	100	30

【訴訟法オプション試験】

		中期	後期
認定者	民事訴訟法	5	0
	刑事訴訟法	5	1
入学者	民事訴訟法	0	—
	刑事訴訟法	0	1

【過去3か年比較】

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2014年度	前期	34	95	129	16	39	55	15	27	42
	中期	49	160	209	16	65	81			
	後期	16	51	67	11	19	30			
	合計	99	306	405	43	123	166			
2015年度	前期	24	81	105	12	36	48	17	26	43
	中期	35	103	138	13	40	53			
	後期	18	46	64	10	23	33			
	合計	77	230	307	35	99	134			
2016年度	前期	16	59	75	8	23	31	13	17	30
	中期	26	86	112	12	28	40			
	後期	12	40	52	9	20	29			
	合計	54	176	239	29	71	100			

5. 課題

(1) 志願者数と競争倍率

2016年度入試における志願者数は239名（科目選考受験者201名）であった。志願者数は前年比77.9%（科目選考受験者数は前年度比76.7%）である。2015年度入試の志願者数

も前年度比 75.8% (科目選考受験者数は前年比 83.4%) であり、ここ 2 年間は毎年 20%以上志願者が減少している。他方、科目選考受験者 (文部科学省基準の受験者) 201 名に対し合格者は 100 名となり、合格倍率 (文部科学省基準での競争倍率) は 2.01 倍となった。2015 年度入試では 1.96 倍、2014 年度入試では 1.89 倍であったが、2016 年度入試では 2 倍以上を達成した。定員の充足と競争倍率 2 倍の確保とを両立させることは困難な面があるものの、志願者の増加と歩留まり率の向上を今後も追求しなければならない (2017 年度入試における改革点については後記 6 を参照)。

(2) 入試日程・入試会場

入試日程としては、2014 年度入試から、前中後の三期とし、前期日程の試験日は 8 月の第 1 日曜、中期日程の試験日は 9 月の最初の土日、後期日程の試験日は 2 月の最初の土日に設定して実施した。

入試会場は、前期日程、後期日程では、関西圏とりわけ大阪市以西や以南の受験生にもアクセスのしやすい朱雀キャンパスを京都会場とし、中期日程では、立命館大学法学部生の便宜を重視し、京都会場を衣笠キャンパスとしてきた。また、前・中・後期のすべてにおいて東京会場を設けているが、2016 年度入試の東京会場における志願者は 13 名・科目選考受験者は 9 名であり (前期日程では志願者 7 名・科目選考受験者 7 名、中期日程では志願者 6 名・科目選考受験者 2 名であったが、後期日程では志願者 0 名)、前年 (志願者 25 名・科目選考受験者 22 名) を大きく下回った。2017 年度入試にあたり、中期日程については、衣笠キャンパスと大阪いばらきキャンパス (OIC) で実施する予定である。

(3) 出身大学の構成・学内進学

志願者の出身大学は、立命館がトップでその実数については昨年とほぼ同数である。その他、同志社大学、龍谷大学、京都産業大学の順に多い。

2016 年度入学者のうち立命館出身者の割合は 53.3% となった (前年度は 58.1%)。志願者の質量確保のために立命館大学法学部との連携をより強化することは最重要課題である。

(4) 奨学金

2016 年度入試では、29 名に S 奨学金を付与し、そのうち 12 名が最終手続を行った (前年度は 32 名に付与し、9 名が最終手続を行った)。最終手続者数・手続率ともに前年より向上している。A 奨学金は 31 名に付与し、そのうち 5 名が最終手続を行った (前年度は 30 名に付与し、14 名が最終手続を行った)。A 奨学金については、最終手続者数・手続率ともに前年を下回っている (2014 年度入試と 2015 年度入試の比較では、最終手続者数・手続率も向上していた)。B 奨学金は、29 名に付与し、そのうち 9 名が最終手続を行った (前年度は 52 名に付与し、最終手続者は 11 名)。B 奨学金の場合、既修者で最終手続を行ったのは 1 名のみである (前年度は 8 名)。なお、2016 年度入試から導入した E 特別入試に関しては、合格者全員に奨学金を給付するものとしているところ、今回は合格者 1 名に S 奨学金を給付することとし、最終手続者は 1 名となった。

(5) 教育型入試・入学前プログラム

2014 年度入試より、入試成績を全受験者に開示することで、法科大学院進学希望者が、自身の学習到達度を認識でき、以後の学習にも役立つようなフィードバックを提供するものとしている（教育型入試）。教育型入試の導入は、2014 年度入試における受験者数の増加に関しては、一定の効果はあったとみられるが、2015 年度入試においては、志願者数・科目選考受験者数とも前年度より減少し、2016 年度入試では、志願者数・科目試験受験者数はさらに減少している。

入学前プログラムに関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2014 年度入試以降は、年 2 回開催される入学前ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施している。2015 年 9 月の入学前ガイダンスでは、未修者向けの民法のスクーリングのほか、既修者向けの企画として、刑法と民法の入試問題を使って、論点の抽出、答案の構成、法的な論証の仕方について解説し、学習方法をアドバイスした。2016 年 3 月の入学前ガイダンスでは、法科大学院入学後の授業・学習のイメージを持ってもらうことを目的として、既修者については民法、未修者については刑法の模擬授業を実施した。

（6）訴訟法オプション試験

B 方式（中期および後期）ならびに E 特別方式の志願者 124 名のうち訴訟法オプション試験選択者は 41 名であり、その割合は 33.1%であった。また、訴訟法オプション試験選択者 41 名のうち受験者は 21 名であり、その割合は 51.2%であった。中期日程では民事訴訟法で認定対象となった者が 5 名、刑事訴訟法では 5 名（うち 2 名が重複）であったが、そのうち最終手続者は 0 名であった。後期日程では民事訴訟法で認定対象となった者は 0 名、刑事訴訟法では 1 名であり、この 1 名が最終手続を行っている。20 名以上の受験者があり、需要自体はあるとみられる。

（7）広報

従来から、新聞社や予備校主催の説明会に参加しており、2013 年度入試からはリクルートによる WEB 上の合同説明会「ロースクール LIVE」にも参加している。そのほか、京都女子大学・香川大学を個別に訪問して入試広報を行った。また、法科大学院協会主催の「法科大学院がわかる会」について、本学は 10 月に京都会場（同志社大学）での企画に参加した。そのほか、2013 年度入試から衣笠キャンパスにおいて入試過去問解説会を実施している。

（8）その他

2012 年度の認証評価において、法律科目試験での最低基準点の設定が既修者の単位認定として適切かが問題となったため、2014 年度入試より最低基準点の引き上げを行っている。

6. 2017 年度入試の改革点

①未修者入試において、小論文の受験に代えて、適性試験第 4 部（表現力を測る問題）の答案の写しを提出することもできるものとする。適性試験第 4 部の答案の写しを提出した上で、さらに小論文を受験することも認める（この場合、高い方の得点を採用する）。

②入試会場に関して、中期日程は京都会場（衣笠キャンパス）・大阪会場（大阪茨木キャンパス）の2会場とする。前期日程（および後期日程）の東京会場は東京キャンパスとする。

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

（1）履修指導

プログラム・パック制度の在り方については、2010年度にカリキュラム改革（履修前提制の廃止、進級制の導入を含む）を行い、2011年度以降は履修推奨であることを履修要項に明記してきている。

（2）正課のフォローアップ

今年度も全教員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了後の質問の受付は、時間割が許す限り、すべての科目で励行されている。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取ったりするなど工夫されている科目もある。

（3）LETの利用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB等により提供されている判例、文献情報等、法科大学院の学習生活にLETは欠かせない存在となっている。

また、2005年度から法学検定試験問題を予復習に活用できるようにした。法律基本科目の一部（憲法等）で実際に利用されている。さらに、2009年度より、院生の便宜のため、法律基本科目に関し、過去の定期試験問題をLETで公表している。

（4）入学前指導など

入学前指導に関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2013年度以降は、10月・3月の入学前ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施している。2015年10月の入学前ガイダンスでは、未修者向けの民法のスクーリングのほか、既修者向けの企画として、刑法と民法の2015年度入試問題を使って、論点の抽出、答案の構成、法的な論証の仕方について解説し、学習方法をアドバイスした。2016年3月の入学前ガイダンスでは、法科大学院入学後の授業・学習のイメージを持ってもらうことを目的として、既修者については民法、未修者については刑法の模擬授業を実施した。

（5）オリエンテーション企画

2009年度からは、企画内容を精選し日程を短縮しており、本年度も同様に実施した。

（6）エクスターンシップ・リーガルクリニック

本大学院の特色の1つである選択必修科目であるエクスターンシップ（法律事務所・自治体・企業研修）及びリーガルクリニックについては、春期受講者が夏期受講予定者に、夏期受講者が次年度の春期受講予定者にそれぞれ研修経験を伝えることによって、研修の充実

を図っているところ、本年度は2015年6月16日に経験交流会、11月3日に選択希望説明会を実施した。

(7) 授業懇談会・学生面談

前期、後期とも学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容や授業の持ち方等に関する質疑や意見交換を行った。法科大学院設置初期と異なり院生からの意見は減少しつつあるが、これまでと同様に、院生からの意見、要望は可能な限り授業に反映してきている。学生面接は、前・後期に1回ずつ実施し、院生の学習上の悩みや相談に対しアドバイスを行った。

2. 進路就職指導

(1) 司法試験について

司法試験に関する弁護士ゼミ等は2015年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり（立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」（2007年6月6日）1条）、本学法科大学院とは独立した組織である。

(2) キャリアデザイン

法科大学院の在學生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009年度より、エクステンションセンター主催による講演会、大手弁護士事務所への訪問・見学会が実施されている。

2008年度から毎年、法科大学院同窓会主催（法科大学院、キャリアオフィス後援）により、法曹業務の魅力や法曹就職活動の実態を在學生・修了生に紹介する講演会が開催されてきており、2015年度は9月に開催した。

修了生への就職支援としては、これらのほか、大手弁護士事務所のサマークラークの募集の告知を受けて、エクステンションセンターがLETに情報を開示している。

また、弁護士事務所への就職活動については、本大学院同窓会及び立命館法曹会のネットワーク等による支援を得て、全国にある同会員の法律事務所からの求人情報を司法修習生に紹介する等している。

(3) その他

本研究科は、開設以来、現行の司法試験において2015年度の合格者を含め、438名の合格者を輩出し、わが国の法曹会に確固とした地位を築いてきた。また、法曹以外の分野でも、企業法務や国家・地方公務員、国会議員秘書等に多様な人材を送り出している。

しかし、法科大学院は、司法試験受験をあきらめ、進路を変更した者や受験回数制限を超えた者の就職支援を実施しなければならないという課題を抱えている。進路変更を希望する者に対する対応は、2009年10月から、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける1次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて進路変更希望に応じ、全学のキャリアオフィス（民間企業へに就職希望の場合）やエクステンションセンタ

一の公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備されている。エクステンションセンターにより、CAMPUS WEB を通して、求人票の公開もしている。

本法科大学院の司法試験合格者は、2015 年度で 27 名、全国 17 位であったが、今後、受験回数の制限を超えた者が一定数出ること、また、その人数も順次増加することを予測しておく必要がある。このため、エクステンションセンターと連携した修了者の全体的な進路状況の把握をはじめ、法科大学院としての対応の検討が必要となる。もともと、一法科大学院による対応には限界があることから、ジュリナビ（法科大学院修了者向けの就職支援サイト）等の全国的な対応との連携が進められるべきであり、今後とも、キャリアオフィスとの連携を強化する必要がある。

Ⅶ 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、教授会及び各種委員会の決定に基づき、事務職員が担当している。また、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生を、教育活動補助のための TA として採用する制度を設けている。この制度に基づき、2010 年度に 2 人、2011 年度に 1 人の TA を採用し、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っていた。2016 年度につき、複数名は採用予定である。

法科大学院の認証評価では、事務職員が 8 人配置され、教育を支援するための事務職員体制は整備されていると評価された。2015 年度においても、事務職員体制に問題は生じていない。

Ⅷ 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2015 年度においては、合計 22 回の教授会を開催した。

Ⅸ 2015 年度研究業績

浅田 和茂 教授

著書：(共編) 川端博、山口厚、井田良編『理論刑法学の探究⑧号』（成文堂、2015 年 8 月）

(共編) 久岡康成、井戸田侃編、佐伯千仞著作選集『第 2 巻 違法性と犯罪類型・共犯論』『第 3 巻 責任の理論』『第 4 巻 刑事法の歴史と思想・陪審制』『第 5 巻 生きている刑事訴訟法』（信山社、2015 年 5～12 月）

論文：「法益論の観点から近時の詐欺事件を考える」『季刊刑事弁護 83 号』（現代人文社、2015 年 7 月）63～69 頁

「倉敷民商事件第1審判決の検討」『立命館法学 362号』(2015年12月) 198～219頁
その他：(書評) 瀬川行太「結果発生への被害者の過失的関与について——被害者の自己答
責性の原理を中心に(1)(2・完)」『法律時報 86巻10号』(日本評論社、2015年
9月) 123～127頁

生熊 長幸 教授

著書：(共編) 柚木馨、高木多喜男編『新版・注釈民法(9)物権(4)改訂版』(有斐閣、2015年
9月)、198～258頁、266～428頁、450～455頁

「物上代位における第三債務者保護説および優先権保全説の再構成(1)」『立命館法学
359号』(2015年6月) 33～64頁

「物上代位における第三債務者保護説および優先権保全説の再構成(2)」『立命館法学
360号』(2015年8月) 203～232頁

「不動産譲渡担保法立法私案」『立命館法学 363号・364号』(2016年3月) 1～26頁

市川 正人 教授

著書：(共編著)『日本の最高裁判所』(日本評論社、2015年5月) 23～38頁、200～215頁

論文：「特定秘密保護法の特徴と問題点」『人権と部落問題 871号』(部落問題研究所、2015
年5月) 24～31頁

「表現の自由とヘイトスピーチ」『立命館法学 360号』(2015年5月) 122～134頁

「憲法判例の展開—司法制度改革以降を中心に—」『公法研究 77号』(有斐閣、2015年
10月) 1～25頁

「表現の自由と『人権』」『判例時報 2281号』(判例時報社、2016年3月) 3～10頁

植松 真生 教授

論文：「バンコク裁判所の専属管轄の合意が無効とされた事例」『私法判例リマークス(第51
号)』(日本評論社、2015年7月) 148～151頁

大下 英希 教授

著書：(共編) 松宮孝明編『ハイブリッド刑法総論(第2版)』(法律文化社、2015年5月)
143～155頁、155～160頁

その他：共著「判例回顧と展望 2014」『法律時報 87巻8号』(判例時報社、2015年6月) 51
～78頁

小田 幸児 教授

論文：「専門家証人に対する反対尋問の準備と実践」『季刊刑事弁護 No. 84』(現代人文社、
2015年10月)

加波 眞一 教授

著書：(共編) 高田祐成他編『注釈民事訴訟法 第5巻』(有斐閣、2015年10月) 330頁
～348頁、354頁～397頁

その他：「口頭弁論終結後の承継人への既判力拡張」『立命館法学 359号』(2015年6月) 329
頁～355頁

高橋宏志他「確定判決と損害賠償請求」『民事訴訟法判例百選5版』(有斐閣、2015
年11月) 182頁～183頁

北村 和生 教授

著書：(共著)『行政不服審査法の実務』(第1法規、2015年4月) 488～534頁
『自治体法務検定公式テキスト基本法務編平成28年度』(第一法規、2016年3月) 176
～181頁、191～195頁(交告尚史と共同執筆)、222～239頁(田村達久と共同執筆)、
240～247頁

『行政訴訟の実務』(第一法規、2016年3月) 771～823頁、1171～1179頁

論文：「最高裁における人的構成と行政訴訟の活性化」市川正人他編『日本の最高裁判所』
(日本評論社、2015年6月) 39～54頁

「行政の調査義務と裁判による統制」『芝池義一先生古稀記念・行政法理論の探究』(有
斐閣、2016年3月) 161～185頁

坂田 隆介助教

論文：「医療保険改革法とアメリカ憲法(2・完)」『立命館法学 359号』(2015年6月)

「大阪市職員アンケート事件判決 解説」『新・判例解説 watch17号』(日本評論社、
2015年10月)

最高裁と「公的正統性」(Public Legitimacy) — 『司法的ステイツマンシップ』論を
てがかりに — 『立命館法学 361号』(2015年10月)

「医療保険加入にかかる税額控除が連邦創設のエクステンジにも利用可能とする
内国歳入庁の定めた規則を Chevron 敬讓の適用を否定して適法と認めた事例—King
V. Burwell. 576 U.S. __ (2015)—」『立命館法学 362号』(2015年12月)

島田 志帆 教授

著書：(共著) 慶應義塾大学商法研究会編『下級審商事判例評釈 平成一六年—二〇年』(慶
應義塾大学出版会、2015年11月)、199～218頁、727～750頁

論文：「ドイツ法における目論見書責任と会社の過失」『法学研究 第89巻第1号』(慶應義
塾大学法学研究会、2016年1月)、215～236頁

その他：鳥山恭一、高田晴仁(編著)『新・判例ハンドブック 商法総則・商行為・手形法』

(日本評論社、2015年8月)、191～197頁

高田 昭正 教授

著書：(単著)『基礎から学ぶ刑事訴訟法演習』(現代人文社、2015年10月)

中村 康江 教授

論文：「近時の裁判例における『事実上の取締役』」『立命館法学 363・364号』(2016年3月)、474～505頁

淵野 貴生 教授

著書：(共編著) 葛野尋之・中川孝博・淵野貴生編『判例学習・刑事訴訟法〔第2版〕』(法律文化社、2015年11月) 120～147頁

論文：川崎英明＝白取祐司編「黙秘権保障と自白法則」『刑事訴訟理論の探究』(日本評論社、2015年5月) 184～200頁

「刑事訴訟法分野における最高裁判官の属性と判決行動」市川正人＝大久保史郎＝齋藤浩＝渡辺千原編『日本の最高裁判所一判決と人・制度の考察』(日本評論社、2015年6月) 131～145頁

『調査官解説』論一刑事訴訟法」市川正人＝大久保史郎＝齋藤浩＝渡辺千原編『日本の最高裁判所一判決と人・制度の考察』(日本評論社、2015年6月) 131～145頁

「少年の実名報道をめぐって」『自由と正義 66巻10号』(日本弁護士連合会、2015年10月) 17～23頁

「手続二分論一予断排除と量刑の科学化」『法と心理 15巻1号』(日本評論社、2015年10月) 16～22頁

「取調べ依存からの脱却と公判中心主義の徹底一被告人の証人適格制度を素材にして」『刑法雑誌 55巻1号』(有斐閣、2015年11月) 74～88頁

「マスメディアと刑事法」内田博文＝佐々木光明編『市民と刑事法 第4版』(日本評論社、2016年3月) 16～30頁

その他：葛野尋之・中川孝博・淵野貴生編『判例学習・刑事訴訟法〔第2版〕』(法律文化社、2015年11月) 120～147頁

中山 布紗 教授

論文：「無権利者からの不動産の権利取得を承認する法理としてのフランス表見所有権理論とフランス民法典1321条後段の趣旨」『立命館法学 363・364号』(2016年3月)、506～523頁

松川 充康 教授

論文：「知財高裁を中心とする知財訴訟の概況」『判例タイムズ 1412 号』（判例タイムズ、2015 年 8 月）、59 頁

松宮 孝明 教授

論文：「単統一罪の一部に対する刑事補償について」『立命館法学 363・364 号』（2016 年 3 月）、837～854 頁

その他：（書評） 樋口亮介「注意義務の内容確定基準：比例原則に基づく義務内容の確定」『法律時報 87 卷 11 号』（判例時報社、2015 年 10 月）160～164 頁

松本 克美 教授

著書：（共著）『民事責任の法理・円谷峻先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2015 年 5 月）
『民主主義法学と研究者の使命・広渡清吾先生古稀記念祝賀論文集』（日本評論社、2015 年 12 月）

論文：「PTSD と損害賠償・時効問題」『의생명과학과 제 13 권（医生命科学と法 13 号）』（2015 年 6 月）131-144 頁

「判批・児童期の性的虐待被害に起因する PTSD 等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間—釧路 PTSD 等事件控訴審判決」『法律時報 87 卷 11 号』（日本評論社、2015 年 9 月）

「ワークショップ・児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理」『法と心理 15 卷 1 号』（日本評論社、2015 年 10 月）84-89 頁

「「公務員個人の対外的不法行為責任免責論の批判的検討—修正的正義論及び法心理的分析をふまえて—」『立命館法学 361 号』（2015 年 10 月）765-794 頁

「時効論・損害論への法心理学的アプローチ—民事損害賠償請求における被害者支援のために」『立命館大学・人間科学研究 33 号』（2016 年 2 月）3-13 頁

「時効法改革案の解釈論的課題—権利行使の現実的期待可能性の配慮の観点から」『立命館法学 357・358 号』（2016 年 3 月）2143-2164 頁

その他：（講演・単独）「欠陥住宅の民事責任と期間制限—民法改正案もふまえて」欠陥住宅京都ネット第 18 回大会（京都・パレスサイドホテル）（2015 年 4 月）
（国際シンポジウム報告・単独）「PTSD と損害賠償・時効問題」圓光大学法学専門大学院シンポジウム（韓国・益山市・圓光大学）（2015 年 5 月）
（学会報告・単独）「児童期の性的虐待被害と〈時の壁〉—ドイツにおける相次ぐ法改正と日本への示唆」日本ドイツ学会第 31 回大会報告（東京大学）（2015 年 6 月）

（研究会報告・単独）「民法改正における時効法改革は何を変えるのか—その光と影」関西民科定例研究会（関西学院大学梅田キャンパス）（2015 年 7 月）

（講演・単独）「高齢者の消費者被害—なぜ起こる、どうなくす」京都高齢者大学

(長浜バイオ大学河原町学舎) (2015年9月)
(講演・単独)「特定個人の人格権保護を理由とした『図書館の自由』の制約原理と判断基準」立命館大学図書館サービス課研修(立命館大学)(2015年9月)
(国際学会・報告) PTSD and Negative Prescription: damages for sexual abuse in childhood 東アジア法心理学会第9回大会(立命館大学・OICキャンパス)(2015.10)
(学会発表)「ドイツ・韓国調査の報告」法と心理学会第16回大会・ワークショップ・「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理2」(埼玉県草加市・獨協大学)(2015年10月)
(学会発表)「容貌変容の損害論の法心理学的再構築のために」法と心理学会第16回大会・ワークショップ・容貌変容と法心理～被害者支援のためのアプローチの検討(埼玉県草加市・獨協大学)(2015年10月)
(講演・単独)「民法改正案における時効法改革」地籍問題研究会第14回定例研究会(東京・日本司法書士連合会会館)(2015年11月)
(学会発表・単独)「児童期の性的虐待被害と時の壁」日本ジェンダー法学会第13回学術大会ワークショップ(東京・日本大学法学部)(2015年12月)
(国際シンポジウム・報告・単独)「『過去の克服』と将来展望」立命館大学コア研究センター設立10周年記念国際シンポジウム(立命館大学)(2015年12月)
(研究会報告・単独)「原則的消滅時効の二重期間化の意義と課題」民法学研究会(同志社大学)(2016年1月)
(シンポジウム・指定討論・単独)「指定討論・フィールド講演4 司法と福祉」法と人間科学グランドシンポジウム・主催・文部科学省科研費・新学術領域「法と人間科学」(北海道大学・人文・社会科学総合教育研究棟)(2016年2月)
(研修・講演・単独)「児童期の性的虐待被害からの回復支援について」科研費・新学術領域・法と人間科学実務家研修(東京・主婦会館0)(2016年3月)

湊 二郎 教授

論文:「環境保護団体と規範統制——ドイツにおける環境団体訴訟の一側面」『立命館法学362号』(2015年12月)、98～133頁
「義務付け訴訟・差止訴訟の法定と発展可能性」『行政法理論の探究』(有斐閣、2016年3月)、539～561頁
「「事案の処理に当たった下級行政機関」と特殊法人等」『民商法雑誌151巻1号』(有斐閣、2015年10月)、61～74頁

村田 敏一 教授

論文:「監査等委員会設置会社の創設とその課題 - 不思議なコーポレートガバナンス -」

『立命館法学第 359 号』（2015 年 6 月）265～288 頁

「商事法分野における高水準の高裁判断への否定率と最高裁の判例統一機能」『日本の最高裁判所 - 判決と人・制度の考察』（日本評論社、2015 年 6 月）、115～130 頁

「取締役の第三者に対する損害賠償責任と株主の第三者性」『立命館法学 363・364 号』（2016 年 3 月）、913～934 頁

その他：「保険業法逐条解説 300 条の 2」『生命保険論集 193 号』（2015 年 12 月）、310～338 頁

「失効後に復活した生命保険契約の自殺免責規定の解釈」『保険事例研究会レポート 294 号』（2016 年 2 月）、12～23 頁

森下 弘 教授

論文：「清野論文に対する批判的検討—主に弁護人の立場から—」『判例時報 2263 号』（判例時報社、2015 年 9 月）、3～7 頁

山口 直也 教授

論文：「脳科学・神経科学の進歩が少年司法に及ぼす影響」『自由と正義 66 卷 10 号』（日本弁護士連合会、2015 年 10 月）、30～37 頁

山崎 笑 教授

著書：（共著）山名隆男編著『相続相談 法律税務の実践対応』（清文社、2015 年 7 月）142～161 頁、166～179 頁

和田 真一 教授

著書：（共著）『日本の最高裁判所 - 判決と人・制度の考察』（日本評論社、2015 年 6 月）、55～69 頁

「訴え提起の違法性判断要素としての「重過失」」『立命館法学 363・364 号』（2016 年 3 月）、1044～1066 頁

以上